

議案第14号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部改正について

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年3月17日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森

毅

1 提案理由

東広島市歴史文化基本構想策定委員会の所掌事務に規定している文化財の保存及び活用に関する計画の策定について十分な調査審議を行う必要があることから、当該委員会委員の任期の終期を延長するため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

令和3年4月1日

4 根拠法令

附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）

第2条 別表の左欄に掲げる機関は、市長及び教育委員会の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

第3条 前条に掲げる機関の組織、所掌事務及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項については市長又は教育委員会が規則で定める。

別表(第2条関係)

東広島市歴史文化基本構想策定委員会	東広島市歴史文化基本構想及び東広島市文化財保存活用計画の策定に関する事項を調査審議すること。
-------------------	--

東広島市教育委員会規則第 号

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則の一部を改正する規則

東広島市歴史文化基本構想策定委員会規則（平成29年東広島市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成33年3月31日まで」を「諮問事項の調査審議が終了する日まで」に改める。

附則第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

新	旧
<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から<u>諮問事項の調査審議が終了する日まで</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 (削除)</p> <p><u>2</u> 第6条1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。</p>	<p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、委嘱の日から<u>平成33年3月31日まで</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>2 <u>この規則は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。</u></p> <p><u>3</u> 第6条1項の規定にかかわらず、最初に開かれる会議は、教育委員会が招集する。</p>